

会計管理局

随意契約件数

11

件

金額

555,259,763 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
1 会計課	令和5年度財務会計システム収納データ作成委託契約	令和5年4月1日	大分市府内町3丁目4番1号 株式会社 大分銀行	5,494,152 円	①本業務は収納情報のデータ作成を行うものである。 ②これを行うためには収納済通知票、現金払込票等が必要である。 ③上記は指定金融機関である株式会社大分銀行に集約される。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2 会計課	公金の窓口収納事務に係る取扱手数料に関する覚書	令和5年4月1日	大分市府内町3丁目4番1号 株式会社 大分銀行	3,564,000 円	①当契約は指定金融機関等が公金を窓口収納した場合の取扱手数料に係るものである。 ②窓口収納された公金は県の指定金融機関である株式会社大分銀行に集約される。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約:11円/件(税込)
3 会計課	預貯金等調査手数料等に関する契約	令和5年4月3日	大分市府内町3丁目4番1号 株式会社 大分銀行他県内に本店がある金融機関11者	9,501,458 円	①当契約は国税徴収法、警察の犯罪捜査関係、生活保護等の法令に基づき、金融機関に依頼する預貯金等調査手数料等に係るものである。 ②調査先の預貯金口座を管理している金融機関が専有する情報である。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約: 書面による預貯金・貸出金取引の有無、残高 33円/件(税込)
4 用度管財課	令和5年度営業用自動車借上げ契約	令和5年4月1日	大分県大分市大津町3丁目4番13号 大分県タクシーチケット事業協同組合	9,500,000 円	①本業務は、運行先が大分市内(旧野津原町、旧佐賀関町を除く)又は別府市内の場合で、集中管理車が不足する際に営業用自動車を借上げるものである。 ②集中管理車が不足する際には営業用自動車が必要である。 ③大分県における営業用自動車の料金体系は各社とも均一である。また、大分市内又は、別府市内(大分県庁用自動車等管理規程第13条第1号及び第2号)で運行している法人全ての営業用自動車を借上げ車として配車できるのは大分県タクシーチケット事業協同組合のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤ 【距離制運賃】 普通車初乗り500円、加算181mまでますごとに50円、待料金1分10秒までごとに50円 大型車初乗り520円、加算119mまでますごとに50円、待料金45秒ごとに50円 特定大型車初乗り560円、加算114mますごとに50円、待料金45秒ごとに50円 【時間制運賃】 普通車30分までごとに2,380円、大型車3,140円、特定大型車3,240円 【時間距離併用運賃】 普通車時速10km以下の運行時間1分10秒50円 大型車時速10km以下の運行時間45秒50円 特定大型車時速10km以下の運行時間45秒50円 【深夜早朝割増料金】 22時から5時まで2割増 【遠距離割引】 普通車・大型車7,000円を超える部分1割引 特定大型車10,000円を超える部分1割引

会計管理局

随意契約件数

11

件

金額

555,259,763 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
5 用度管財課	令和5年度 燃料等売買単価契約	令和5年4月1日	大分市都町3丁目6-26 大分県石油販売協同組合	391,687,178 円	①当該物品は、本庁等(各種委員会、教育庁、県警本部を含む)及び各かいで使用する燃料等である。 ②公用車等への円滑な給油と購入単価の安定等を図るためには、単価契約が必要である。 ③県下の燃料等の単価は地域によって差があるが、県内全域で安定供給が得られ、県内同一単価の供給が可能な業者は大分県石油販売協同組合のみである。同組合は、官公需の需要に十分応えられる組合として国から認証されており、受注の機会を増大させるよう国からの指導もある。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤ 揮発油:レギュラー 170.50円/1L 揮発油:ハイオク 181.50円/1L 軽油:免税 114.29円/1L 軽油:課税 146.39円/1L 灯油:白ローリー 113.30円/1L 灯油:白ドラム 117.70円/1L 重油:Aローリー 106.70円/1L 重油:ADラム 110.00円/1L エンジン油:ガソリン車用 1100.00円/1L エンジン油:ディーゼル車用 880.00円/1L ※単価契約(金額は税込み)
6 用度管財課	令和5年度 燃料等売買単価契約	令和5年4月1日	国東市武蔵町系原3338番地1 株式会社KAFCO 大分空港事業所	9,823,000 円	①当該物品は、県警航空隊及び防災航空隊のヘリコプターに使用する航空燃料である。 ②災害時の救助活動や捜索等に活躍するヘリコプターを機動的に運用するため、迅速に給油が受けられるよう単価契約が必要である。 ③大分空港に事務所を有し、大分県の競争入札参加資格がある事業者は株式会社KAFCO大分空港事業所のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤航空燃料:JETA-1単価契約:209.00円/1L(税込み)
7 用度管財課	大分県共同利用型電子入札システム 物品機能追加委託業務	令和5年4月19日	福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号 東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社	89,980,000 円	①本業務は、既に公共工事の電子入札において大分県及び県内全市町村で共同利用している「大分県共同利用型電子入札システム」に物品や役務の提供に係る機能を追加する業務である。 ②「大分県共同利用型電子入札システム」は、東芝デジタルソリューションズ株式会社が著作権を有するパッケージソフトウェアであり、システム改修を行えるのは当該事業者のみである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8 用度管財課	大分県備品管理システム更新業務委託契約	令和5年7月25日	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 54階 株式会社 アセットメント	15,702,500 円	①本業務は、大分県備品管理システム更新に関するサービス提供及び導入に係る設定作業やデータ移行等を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社 アセットメントと契約したものである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

会計管理局

随意契約件数

11

件

金額

555,259,763 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
9	会計課	大分県財務会計システム再構築に伴うデータ抽出業務委託	令和5年9月1日	大分市東春日町17番18号 富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部	13,420,000 円	①本業務は、現行の財務会計システムに登録されているデータを、令和6年4月運用開始予定の財務総合システムへ移行を行うものである。 ②これを行うためには、現行システムの構成や設定を細部まで熟知している必要がある。 ③上記資格や技術を有する者は、現行システムを開発した富士通Japan株式会社のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	会計課	大分県財務総合システム開発に係るBiware導入委託業務	令和5年10月1日	大分市東春日町17番57号 株式会社オーイーシー	3,298,020 円	①本業務は、従来まで人力で行っていた財務会計システムまたは銀行システムに連携させる業務について自動化させるものである。 ②これを行うためには、現行システムの構成や設定を細部まで熟知している必要がある。 ③上記資格や技術を有する者は、現行システムを開発している株式会社オーイーシーのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	用度管財課	大分県収入証紙の印刷	令和5年12月1日	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号 独立行政法人国立印刷局	3,289,455 円	①本業務は、大分県収入証紙の印刷を行うものである。 ②収入証紙の偽造等の不正防止を行うためには、精密な凹版印刷技術を保有するとともに、原版の保管管理や印刷不良証紙の処分について厳密に取り扱う必要がある。 ③上記の技術と信用を保持しているのは、独立行政法人国立印刷局のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号